

北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則

北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(22) [略]</p> <p>(23) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度の<u>6月から9月までの</u>期間内における週休日等を除く5日の範囲内の期間</p> <p>(24)～(28) [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(22) [略]</p> <p>(23) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度の<u>5月から10月までの</u>期間内における週休日等を除く5日の範囲内の期間</p> <p>(24)～(28) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則第13条第23号の規定の適用については、令和8年度に限り、同号中「5月から10月まで」とあるのは、「6月から10月まで」とする。